日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人熊本城北学園
②設置大学名称	九州看護福祉大学
③担当部署	企画課
④問合せ先	0968-75-1834
⑤点検結果の確定日	2026/7/28
⑥点検結果の公表日	2026/9/28
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 （掲載先 URL） https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/ また、「学則」や「大学院学則」、「専攻科規則」において、教育研究上の目的を明示し、ホームページ上で公開しています。 （掲載先 URL） https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシーは、学部及び学科、専攻、専攻科ごとに策定し、ホームページ、学生便覧において周知しています。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、キャップ制、GPA(Grade Point Average)制度を含め、関連する規則に定め周知しています。 カリキュラム・ポリシーは、学部及び学科、専攻、専攻科ごとに、教育目的を踏まえて策定しており、ホームページ、学生便覧により周知しています。 アドミッション・ポリシーは、学部及び学科、研究科、専攻科の教育目的に基づき策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧に明示し、周知しています。 大学全体の PDCA サイクルにおいて三つのポリシーを起点とした自己点検・評価、学生及び学外関係者の意見等を踏まえた取り組みを行い、必要に応じてポリシーの見直しを行うなど実質化に努めています。 （掲載 URL） 看護学科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/nursing/summary/ 社会福祉学科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/socialwelfare/summary/ リハビリテーション学科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/rehabilitation/summary/

	鍼灸スポーツ学科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/sports/summary/ 口腔保健学科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/oral/summary/ 研究科（看護学専攻、精神保健学専攻、健康支援科学専攻） https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/graduate_school/policy/ 助産学専攻科 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/midwifery/
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	（1）学長の責務 ①学長は、学則第１条に掲げる「九州看護福祉大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を目指し、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、校務を掌り、所属職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 （2）学長補佐体制 大学に副学長を置くことができることとしており、「組織運営規程」において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」としています。 現在、2 人の副学長を置き、「副学長職務分担に関する細則」に基づき、教学事項及び研究推進事項に区分した所掌分野をそれぞれ担当しています。 （3）教授会の役割 ①大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を設置しています。 ②審議事項については、「学則」及び「教授会規程」に定めていますが、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教育研究及び学生支援に関する事項を審議する各種委員会に教育職員と事務職員が委員として出席し、教職協働体制を確保しています。

実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「九州看護福祉大学における SD・FD の基本方針」を策定し、SD 研修会を企画・運営、全教職員を対象に実施しています。また、年次計画については内部質保証推進の年間スケジュールに組み込むことで活動を推進しています。学内研修だけでなく、私学関連団体・機関等が主催する研修会等に教職員を積極的に参加させています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和 6 年 12 月に第 3 次中期経営計画を策定し、各部局において進捗状況を管理把握しています。また、令和 3 年度から事業計画・事業報告を中期経営計画に連動させた形にしており、経営陣と教職員が中期経営計画の内容を共有できるようにしています。

実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	令和 4 年度に「内部質保証に関する規程」を制定、内部質保証推進会議を設置し、大学運営等の諸活動について、PDCA サイクルに基づいた点検及び評価並びに改善に取組んでいます。また、報告書及び検証結果をホームページ上で公開しています。 （掲載 URL）自己点検・評価 https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人を受け入れ時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供しています。具体的には、6 回の公開講座に多くの地域住民の参加があり、卒業生対象教職リカレント教育オンラインプログラムを毎年開講しています。また、令和 8 年 2 月にはリカレント教育（専門分野）として医療データに関するプログラムを開催しました。

実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	（1）地域連携推進室を開設し、地元 2 市 4 町（玉名市、荒尾市、玉東町、長洲町、南関町、和水町）と連携協力協定を締結し、地域貢献に努めています。 （2）大学コンソーシアム熊本や地元自治体が実施するプロジェクトへ参加し、組織的な連携強化を図っています。 （3）玉名市との「災害発生時等における大学施設の使用に関する基本協定書」に基づく、「避難所運営マニュアル」を本学ウェブサイト上で公開することにより教職員で共有し、地域の災害対応に取組みます。 （4）会議資料の PDF 化や廃棄物の分別収集などの実践を行う一方、学内モニターでの SDGs 啓発活動にも取り組んでいます。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施しています。 本学教職員の半数以上を女性が占めるとともに、障害者雇用も法定雇用率を上回っています。また学生に対する合理的配慮やキャンパスソーシャルワーカーによる支援、バリアフリーの促進など多様性に対応した学校運営を行っています。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	学内選出の役員等では半数近くの女性が登用されており、男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点からも配慮しています。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、「寄附行為」、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」に規定し、選任過程の透明性を確保しています。

実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	令和 7 年 4 月に「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」を施行し、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。また、毎年度利益相反取引に関する調査を実施しており、該当する事象が発生した場合には、寄附行為に基づき手続きを行います。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会においては、財務状況や学生の就職状況等詳しく説明し意見交換の機会を設けました。また、私立大学協会の役員等研修会について情報提供を行うなど研修機会の充実に努めています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、「寄附行為」に規定し、実施しています。 令和８年４月時点で、監事２名のうち１名が４期目、もう１名は３期目であり、就任時期等は監事の継続性に十分配慮しています。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	年に２回、監事と会計監査人、不正防止計画推進室長、内部監査室長による意見交換の機会を設け、監査機能の充実を図っています。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	(1) 文部科学省の監事研修会など学外の研修会について情報提供を行うなど研修機会の充実に努めています。 (2) 寄附行為に規定し、事前に審議事項を共有し、適宜サポートを行っています。 (3) 業務改善推進規程に規定し、業務改善推進室が監事の行う業務監査の補助をしています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任	選任方法や属性、構成割合を寄附行為に規定、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」を制定し、選任基準

過程の透明性の確保	の明確化および選任過程の透明性を確保しています。

実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	令和 7 年 4 月に「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」を施行し、評議員会の職務及び運営方法を明確にするとともに理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。

実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会においては、財務状況や学生の就職状況等詳しく説明し意見交換の機会を設けました。また、私立大学協会の役員等研修会について情報提供を行うなど研修機会の充実に努めています。学内評議員に対しては、関係機関からの情報を提供し、SD 研修等へ積極的に参加させています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規則」に基づく危機管理委員会をはじめ、学生委員会、ハラスメント等防止対策委員会、情報基盤センター運営委員会等関係委員会を設置し、諸規程を整備する等、様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制整備を行っています。また、危機管理のための基本事項を示した「九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル」に加え、「避難所運営マニュアル」等、個別の事象に対応したマニュアルも一部整備しています。さらに、文部科学大臣が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「公的研究費の取扱に関する規程」及び「公的研究費に係る内部監査内規」を制定し、適切な運用体制を整備しています。

実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	年度はじめに、理事長及び学長から教職員向けに法令遵守を意識づけるメッセージの配信を行うなど、すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、「寄附行為」、「学則」並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 また、「公益通報に関する規程」に基づき、通報・相談窓口の設置、通報者の保護を実施しています。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開に当たっては、「情報公開取扱規程」に基づき、公開しています。

実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開方法は、ホームページでの公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学概要、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用しています。公開に当たっては、見やすさ、分かりやすさ等に配慮し、適宜更新しています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明